

令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件

原告 宗岡明 弘外533名

被告 神戸市長

## 第12準備書面

令和5年7月6日

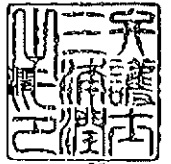
神戸地方裁判所 第2民事部 合議係B 御中

被告訴訟代理人

弁護士 石 丸 鐵 太 郎



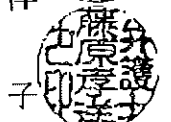
弁護士 三 浦



弁護士 森 有 美



弁護士 藤 原 孝 洋



弁護士 中 尾 悦 子



弁護士 山 本 真 珠 子



同復代理人

弁護士 普 喜



原告第12準備書面について、以下、反論する。

原告の主張は、本訴の判断には必ずしも必須でないものも含まれ、争点が拡散する傾向にあるので、すべてについて反論するものではないが、反論していないとこ

ろについては異論がないという趣旨ではないので、この点は、ご留意いただきたい。

#### 1. 同書面第1の1について

原告は、「須磨多聞線（西須磨）の整備目的を「天井川左岸線の渋滞緩和」としているものであり、現状交通量が神戸市の予測する須磨多聞線がないときの「天井川左岸線の交通量」を下回っていれば、交通量の自然減により須磨多聞線（西須磨）の整備目的が達成されることは明らか」と主張するが（同書面2ページ）、

「天井川左岸線の渋滞緩和」は主たる目的に過ぎず、目的はそれにとどまらないし、現状交通量が神戸市の予測する須磨多聞線がないときの「天井川左岸線の交通量」を下回っていれば、交通量の自然減により須磨多聞線（西須磨）の整備目的が達成されるとも言えない。依然として、慢性的な渋滞が継続していることについては疑いなく、その解消の必要性が認められる。

#### 2. 同書面第1の2について

まず、原告は、須磨多聞線について、「「事業認可済み」であることから見直しの対象にはならなかった。」と主張するが（同書面3ページ）、誤りである。平成23年12月に公表された都市計画ミニニュース「都市計画道路の変更素案～須磨区・垂水区～」(乙34号証)に示されるとおり、見直しの対象とした上で、最終的に平成27年12月に車線数を4車線から2車線に都市計画の変更を行ったのである。

次に、原告は、「（新設の須磨多聞線も渋滞道路となりかねないことを）を承知しているため、須磨多聞線と千森線の合流部に取替えて信号機を設置しない」とも主張するが（同書面4ページ）、現状としては、地元の要望も踏まえ、警察と協議しており、信号も設置される予定であるので、この点も誤りである。

また、原告は、「離宮道は同交差点と国道2号線を結ぶ道路である。したがって、被告が主張するように離宮道の交通量が極めて少なくなるとは限らない。」と主張するが（同書面4ページ）、須磨多聞線ができれば、離宮道の交通量は1日7,000台から半分以下の3,000台になると予測し、この予測について公表もしているものであり（甲B7号証 としけいかくミニニュースNO.6）、この点にかかる原告の指摘も誤りである。

さらに、原告は、「須磨多聞線により天井川左岸線の踏切を回避しただけでは足りず、その他の要因についても対策をする必要がある」と主張するが（同書面6ページ）、だからといって須磨多聞線により天井川左岸線の踏切を回避する必要がなくなるわけではない。南北の主要な幹線道路が天井川左岸線しかないから、渋滞していることが判明しているので、須磨多聞線を整備することでもう一本南北方向に幹線道路のネットワークを形成し、交通の分散化をはかろうとして、須磨多聞線の建設を行っているものであり、原告の指摘は、須磨多聞線が必要ないことを指摘するものとは言えない。

### 3. 同書面第1の3について

原告は、環境影響評価について、「対象事業以外であっても、市長が認めるときは環境影響評価を実施しても良いのである。」とか、「神戸市が「独自調査」を実施するにあたり、「条例の対象事業ではないが、条例に基づき実施する」とすべきであった。」と主張する（同書面6ページ、7ページ）。

しかしながら、「神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則」第3条にて、「対象事業」が明記されており（乙35号証）、対象事業でない場合は、基本的に、条例に基づく環境影響評価はできない。また、同条例第8条の9および条例8条の10では、第2類事業を実施しようとする者について、市長が必要性を認めた場合については、環境影響評価手続等を取り得る旨の規定があるが（乙36

号証)、須磨多聞線のような道路建設については、第2類事業そのものが存在しない(乙35号証)。そこで、神戸市は、条例等による環境影響評価の対象外であるものの、自主的に条例と同等レベルで環境影響評価を行ったのであり、なんら非難されるものではない。

また、原告は、神戸市がヒアリングを行った学識経験者は、「被告から「独自調査」を受注した業者の紹介を受けたもの」と主張するが(同書面7ページ)、何度も主張するとおり、業者から紹介を受けたのではない。より客観性を保つために、当時の神戸市環境影響評価審査会の委員を中心に、ヒアリングを実施したものである。

次に、原告は、「「環境影響審査会」に諮問もしていない「環境影響評価書」を、誰が「承認」したのか理解困難である。」と主張するところ(同書面7ページ)、被告第9準備書面で主張する「承認」は、都市計画審議会の場で、都市計画変更内容に対する「承認」である。

#### 4. 同書面第3の2の求釈明について

被告は、「地元住民に「天井川左岸線の立体交差が困難なこと」及び「迂回路の確保が困難なこと」を「丁寧に説明し、理解してもらうために検討したもの」と主張しているところ、これらの検討は、令和3年6月26日の西須磨東部自治会道路委員会の場で求められたため、実施したものである。地元住民に丁寧に説明し、理解してもらうために検討を行ったが、その後、その検討結果にかかる説明を受けることを同自治会が望まなかったため、実際の説明には至っていない。ただ、検討については上記のとおり行っているため、求められればいつでも説明は可能である。

5. 同書面第4について

費用便益分析については、今後、さらに主張があるとのことであるので、反論は留保する。

以上